国海員第202号 令和元年10月16日

交通政策審議会 会長 古賀 信行 殿

国土交通大臣 赤 羽 一



交通政策審議会への諮問について

船員職業安定法(昭和23年法律第130号)第55条第5項の規定に基づき、 下記事項について諮問する。

記

諮問第335号 船員派遣事業の許可について

諮問理由

別紙に掲げる者に対する船員派遣事業の許可を行うにあたり、船員職業安定法 第55条第5項の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。

船員派遣事業許可申請事業者一覧

事業者名	住 所
向島ドック株式会社	広島県尾道市向島町864番地の1